

社会福祉法人 稲城青葉会 城山保育園上石原 運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人稻城青葉会が経営する城山保育園上石原（以下「本園」という。）は、児童福祉法（以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法（以下「子育て法」という。）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」並びに調布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づいて保育認定子ども（以下「入所児」という。）の保育を行うことを目的とし、運営に必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 本園は、法に基づき以下の方針のもと入所児の保育に万全を期すものとする。

- (1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、家庭を離れる時間の長い入所児に、温かい家庭的な保育を行う。
- (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って保育を提供し、入所児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

(名称)

第3条 本園は、城山保育園上石原と称する。

(所在地)

第4条 本園を東京都調布市上石原3丁目8番10に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び員数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 2名
- (3) 保育士 19名

- (4) 看護師 1名
- (5) 栄養士 1名
- (6) 嘴託医 1名
- (7) 歯科嘴託医 1名
- (8) 調理員 2名
- (9) 用務員 1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条に該当するもののうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第18条の4に規定する保育士であることを要する。

(職務)

第7条 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 4 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。
- 5 栄養士は給食業務の統括を行う。
- 6 嘴託医及び歯科嘴託医は、児童の健康管理業務を行う。
- 7 調理員は給食業務に従事する。
- 8 用務員は、園内諸業務に従事する。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規程及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文書

(文章の取扱)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い事務が円滑適正に行われるよう処理しなければならない。

(文書の管理)

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(記録の整備)

第11条 本園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、保存期間は別に定める。

2 保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての保育課程、指導計画
- (2) 保育の提供の記録
- (3) 不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第4章 定 員

(定員)

第12条 本園の定員は120名とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

認定区分	年齢区分	定 員
2号	4歳以上児	48名
	3歳児	24名
3号	1・2歳児	39名
	0歳児	9名

(特別利用保育等)

第13条 前条にかかわらず、待機児童解消の為及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

2 連続する過去の2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上のときには、定員の見直しを行うものとする。

3 このほかに、一時保育利用児童の定員は、一日につき概ね10名とする。

第5章 入 園 及 び 退 園

(事前説明)

第14条 「調布市保育の必要性の認定基準に関する条例」による入園を希望する保護者に対して、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応内容等の事前説明を行うものとする。

(入園)

第15条 「調布市保育の必要性の認定基準に関する条例」による保育を必要とする乳児、幼児その他児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村（以下「区市町村」という。）指定の施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。

2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、調布市が入園希望者全員にわたり「調布市保育施設利用事務取扱要綱」（調布市保育の実施に関する取扱要綱）に沿って利用調整を行い、入園する者を決定するものとする。

3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

4 一時保育利用児童は本園に直接申し込みを行い決定するものとする。

（退園）

第16条 現に在園中の入所児が「調布市保育所保育の実施に関する事務取扱規程」第6条に該当するときは、保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6条の規定による措置を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

2 私的契約児で理由なく保育料を2か月以上滞納したとき。

3 一時保育利用児童であって、その必要がなくなったとき。

第6章 保育の内容

（平等の原則）

第17条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

（保育の提供）

第18条 入所児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

2 保育所保育指針の8つの発達段階をふまえ、保育課程に基づき年齢別のクラスで園生活を送ることを基本とし、また、入所児一人ひとりの成長段階を踏まえた上で実際には養護と教育が一体となった保育を展開していくものとする。

（保育の提供時間）

第19条 本園の開所時間は午前7時30分から午後6時30分までの11時間とする。ただし、保育短時間入所児については、以下の表のとおりとする。

認定区分	年齢区分	保育必要量	
		保育標準時間	保育短時間
2号	4歳以上児	午前7時00分から 午後6時00分まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
	3歳児		
3号	1・2歳児		
	0歳児		

(日課及び年間行事)

第20条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第21条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第22条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(延長保育)

第24条 延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては午後4時30分から午後8時00分までの3時間30分、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時00分から午後8時00分までの2時間の延長保育を実施する。

2 延長保育の選考、徴収方法等は別に定める本園延長保育実施要綱に基づいて決定する。

(一時預かり事業)

第25条 本園は、保護者が、病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要される子どもに対して、一時的に保育を実施する。

2 一時預かり事業の内容は、調布市一時預かり事業実施要綱に基づき決定する。

(緊急保育事業)

第26条 保護者が病気や出産、家族の看護等などで、緊急に保護が必要とされる子どもに対して、調布市の決定により、緊急保育を実施する。

2 緊急保育事業の内容は、調布市民間保育所緊急保育事業実施要綱に基づき決定する。

(障害児保育)

第27条 心身に障害のある保育認定子どもで、本園で保育が可能な保育認定子どもの保育を行う。

2 心理相談員等の専門職による発達障がい児の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い、適切な支援につなげる。

3 園に在籍する障がいのある保育認定子ども及び特別な配慮が必要な保育認定子どもに対して、個々の発達の特性に配慮する点など、保育認定子どもの支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(登降園)

第28条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

第7章 費 用

(費用)

第29条 保育料は区市町村の定めた額とする。

- 2 延長保育登録児の延長保育料は、保育標準時間認定である子どもにあっては1時間延長保育 月額 3,500円 2時間延長保育 月額 12,000円とする。但し、市の規定により免除されるものを除く。
- 3 延長保育登録児以外の児童の保育が18時以降に及ぶときは、1時間延長1回ごとに700円を超過保育料として園に納めるものとする。但し、1時間延長1回利用の上限月額は、3,500円とする。また、2時間延長利用の場合は、1回ごとに2,400円を園に納めるものとする。2時間延長1回利用の上限額は、12,000円とする。但し、市の規定により免除されるものを除く。
- 4 延長保育登録児以外の入所児の保育が、保育短時間認定子どもにあっては、8時30分以前および16時30分以降に及ぶときは、保護者は30分以内ごとに300円を超過保育料として園に納めるものとする。
- 5 20時以降の時間外保育は30分以内ごとに800円を超過保育料として園に納めるものとする。
- 6 一時保育利用入所児の保育料等は以下のとおりとする。
 - ア 4時間未満1回につき1歳児以上1,500円
 - イ 4時間以上8時間以内1回につき1歳児以上3,000円
 - ウ 8時間を超えて30分につき300円(18時まで)
 - エ 8時間を超えて60分につき700円(18時を超えたとき)
- 7 私的契約児の保育料は、保育単価及び区市町村の委託費、補助金を基準として、別に定める。

第8章 保 育 に 係 る 留 意 事 項

(虐待等の禁止)

第30条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
 - (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
- 2 職員は、入所児に対し、児童福祉法第33条の10及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条及び同第11条の規定により、次のような身体的苦痛を与え人格を辱める等の行為を行ってはならない。
 - (1) 殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きするようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 亂暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦を与えること。
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第31条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、子ども家庭支援センター、児童相談所、調布市に通報するものとする。

(食事)

第32条 本園において入所児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によるものとする。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。
- 3 本園は、入所児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

(感染症対策)

第33条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて隨時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね3か月1回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(健康管理)

第34条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、0歳児は月1回、その他入所児は年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員の検便は毎月これを実施するものとする。

(衛生管理)

第35条 本園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及を行い、年1回の大掃除を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第36条 保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該入所児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第37条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

(相談及び援助)

第38条 本園は、常に入所児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所児又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第39条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第40条 法第39条及び子育て法第33条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 第三者評価事業を3年に1回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第41条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察など捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある

場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(財務諸表の公表)

第42条 本園に係る財務諸表等の公表については、関係法令及び本会情報公開規程によるものとする。

(苦情対応)

第43条 入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について苦情申出者に報告する。

3 苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第44条 園長又は防火管理者は、消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

2 前項の訓練のうち、避難及び消化に対する訓練は、毎月1回は、これを行うものとする。

第10章 地域活動事業等

(地域子育て支援拠点事業)

第45条 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催等の相談機能に加えて、利用者支援機能、地域支援機能からなる地域子育て支援拠点事業を実施する。

(地域連携)

第46条 本園は、区市町村の利用調整に基づき地域型保育事業を行う事業者から、「保育内容に関する支援」、「卒園後の受け皿」の観点から、連携先施設の設定として、給食の搬入及び合同での嘱託医の健診実施、連携先施設に優先的な利用枠を設ける等の依頼があった場合は当該依頼の実現に尽力するものとする。

(掲示)

第47条 本園は、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると思われる重要な事項を施設の入り口付近に掲示する。

第11章 雜 則

(改正)

第48条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人稻城青葉会理事会の議決を経るものとする。

付 則 この規程は平成27年度4月1日から施行する。